

クラウドファンディングを活用した地域の活性化等に関する包括連携協定書

茨城町（以下「甲」という。）と株式会社クラウドファンディングデザイン（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することについて、以下のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が緊密な相互連携と包括的な協力関係を築き、クラウドファンディングを活用した地域の活性化及び課題解決を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携して取り組むものとする。

- （1）クラウドファンディングに関するノウハウの提供に関すること
- （2）クラウドファンディング導入から実施まで及び実施後のサポートに関すること
- （3）クラウドファンディングの普及・啓発に関すること
- （4）前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に規定する連携協力事項の詳細について、その都度協議により決定するものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲及び乙のうちのいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の規定を変更することができる。

（協定の解約）

第5条 甲及び乙は、本協定の有効期間中において、業務上の都合、天災その他やむを得ない事由が生じたときには、甲乙協議の上、本協定を解約することができる。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく連携にあたり、知り得た個人情報その他の秘密事項を第三者に漏らし、又はほかの目的に使用してはならない。ただし、事前に本協定上の他のすべての当事者の承諾

を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、本協定の終了後又は解約後においても同様とする。

（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項または本協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

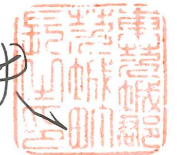
令和6年9月30日

甲 茨城県東茨城郡茨城町小堤1080番地

茨城町

茨城町長

小林 資 夫



乙 茨城県つくば市吾妻2-5-1つくばスタートアップパーク内

株式会社クラウドファンディングデザイン

代表取締役

渡邊 ゆり

